

平成26年11月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

平成26年11月10日(月)午後2時 大塔総合文化会館 1階 大会議室

農業委員数39名

出席者35名

1番	山崎 清弘	2番	玉置 俊裕	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	更井 寛司	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅	12番	皿田 功
13番	田淵 宏	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	青木 登
21番	那須 京子	22番	那須 克			24番	寒川 加代子
25番	玉置 伸			27番	溝口 健治		
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英			32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強	39番	蔭地 明一		

欠席者 23番 上森 力 26番 鈴木 直孝 28番 上中 悠司
31番 岡上 達

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏
会議録署名委員 12番 皿田 功 13番 田淵 宏

議長 皆さんこんにちは、定刻になりましたので始めさせていただきます。昨日は、農林水産業まつりがあり、雨の中の開催でしたが私も餅まきをしました。出席された委員さん、どうもお疲れ様でございました。さて、農業委員会組織の制度改革が検討されている訳ですが、今度閣議決定されたという事で、来年度には法令化され、再来年度には施行になるような感じでございますけども、今まで言われているように農業委員の定数を減らして選挙をなくしていくという方向と、農業委員と農地利用最適化推進委員これは仮称ですけども、二つに分かれて農業委員会が運営されるというような事がなりますので、どういうふうにすみ分けるのか中々把握できていない事なんですけども、それは又、今後報告できると思います。それでは早速でございますけども、審議のほうよろしくお願ひ申し上げたいと思います。最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転の申し出がございますので事務局の説明をお願ひ申し上げます。

農振課 尾崎 皆様こんにちは、まず始めに所有権移転を報告いたします。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は2,479㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は畑、対価は300万円、支払方法、支払期限は持参払い、平成26年11月28日、所有権移転の時期は平成26年11月28日です。以上、1件後審議よろしくお願ひします。

議長 はい、有難うございます。逐条審議をお願ひします。1番。
〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。これは先月のあっせんの所有権移転です。異議ございません。

議 長 はい、所有権移転以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1、514㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年12月1日から平成32年11月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1、383㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年12月1日から平成28年11月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の991㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間2万円の12月末に口座払い、期間は平成26年12月1日から平成31年11月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の4、427㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、スモモ、ミカン、期間は平成26年12月1日から平成32年11月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の7、351㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年12月1日から平成36年11月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の478㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円持参払い、期間は平成27年1月1日から平成31年12月31日、更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の2、682㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年12月1日から平成32年11月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1、397㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇字〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成27年1月1日から平成28年12月31日、更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の933㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年1月1日から平成31年12月31日、更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の476㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成27年1月1日から平成31年12月31日、更新です。合計10件、18筆、21、632㎡、貸手9名、借手9名です。この10件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。それでは、利用権の設定についてご審議をいただくのですが、5番に〇〇〇〇委員さんの案件がございまして、それを除く9件にそれでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。1番の〇〇〇〇さんは二人して高齢になったので、

ご近所の〇〇〇〇さんに作ってもらう事で異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは給食とかに野菜を作っておりまして、〇〇〇の友人に良い所ないかと話して、〇〇〇〇さんの貸していたその後をJAさんの紹介で借りたという事で、異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番についても更新という事で異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇君は去年からの新規就農者で異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新という事で異議ありません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。新規です、この〇〇〇〇さんはしっかりした梅農家でありまして異議ありません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これも更新であり異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、10番更新ですので異議ございません。

議 長 はい、以上9件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇委員さん退席をお願いします。

(〇〇番委員退席)

議 長 続きまして、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは、〇〇〇〇さんの奥さんの親元という事で、そこを作るという事で異議ございません。

議 長 はい、5番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

(〇〇番委員着席)

議 長 続いて、農用地利用集積計画の合意解約について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 続きまして、農用地利用集積計画の合意解約を報告します。1件追加がございましたので、差替分をご覧ください。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は1,402㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成26年10月16日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は1,800㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成26年10月24日です。以上、2件報告させていただきます。

議 長 はい、追加議案も含めまして、農用地利用集積計画の合意解約についてご

意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議長

無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは23番の上森力委員さん、26番の鈴木直孝委員さん、28番の上中悠司委員さん、31番の岡上達委員さんより欠席の届けが出ております。それから、本日の会議録署名委員に、12番の皿田功委員さん、13番の田渕宏委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は12㎡、他2筆、合計面積795㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は385㎡、他1筆、合計面積6,936㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,874㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は990㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は155㎡、他12筆、合計面積3,726㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして水稻、路地野菜、ミカンを作られるそうです。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は1,104㎡、他1筆、合計面積2,661㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして水稻、路地野菜、ミカンを作られるそうです。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は260㎡、他2筆、合計面積767㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上7件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

それでは逐条審議をお願い申し上げます。逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。生前贈与で異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。あっせんでの売買で問題はありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。これは贈与で異議ありません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。この土地は、私が関わっていました県事業の、区画整理事業の造成した所ですけれども、まだ何も植っておりませんでしたので心配していたんですけども、〇〇〇〇さんが譲り受けて梅を作るという事で、問題はありません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。〇〇〇〇委員が欠席されておりますので代わって報告させていただきます。5番、6番通してですけれども、この譲受人の〇〇〇〇さん、ご主人は〇〇〇の〇〇〇〇で働いておるんですけど、家があって周りに田圃や畑がある所を探していたところ、この〇〇〇〇が気に入りまして、この一月に住むようになったそうです。この〇〇〇〇さんが高齢のために老人ホームに入られて、この家の周辺の土地を買って、これから農業をやっていくと、奥さんは非常に農業が好きだという事で旦那さんも手伝いながらやっていくそうです。地元の人でも喜んでおるという事で、特に問題はございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上3条申請7件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は387㎡、他1筆、合計面積750㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設750㎡です。着工日、工事期間は許可日より4か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種居住地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は621㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設621㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を川と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は登記簿448㎡のうち57㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、私道、登記簿448㎡の内57㎡です。着工日、工事期間は許可の日より4か月

以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要でございます。この土地は、〇〇行政局から200m以内にある農地で、第3種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請3件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6日、〇〇〇〇委員と愛須局長と小倉係長の4人で行ってまいりました。当日は朝の8時20分に紀菜柑に集合いたしまして、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、途中〇〇〇で食事をして、〇〇〇それから〇〇〇まで行ってまいりました。当日は暖かい日でした。物件は4条3件、5条14件、形状変更願3件で、帰ってきたら4時30分を回っていました。それでは、4条申請を報告いたします。1番目は〇〇〇の〇〇〇〇さんの物件です。これは、〇〇会館から東へ30m行った所にあります。細長い田であります。隣接状況は東側がミカン畑、西側が農道と水路、南側は市道、北側に宅地です。雨水は自然浸透、多く降っても水路に入るので問題ないと思います。隣接同意、水利同意もありまして問題ないと思います。それから、2番の〇〇〇の〇〇〇〇さんの物件です。これは、〇〇橋から西へ50mくらい行った所で、休耕畑で盛土した田で、隣接状況は東側に梅畑、西側に田、南側に市道、北側に梅畑です。盛土して現況で設置するという事で、雨水は市道側の側溝へ流すという事で、隣接同意、水利同意もありまして問題ないと思います。3番の〇〇〇の〇〇〇〇さんの物件です。ここは〇〇中学校から南へ200mほど行った高台にあります。現況は休耕畑です。隣接状況は東側に雑種地、西側に宅地、南側に本人の雑種地、北側に宅地と雑種地です。ここもそのまま進入路として使うという事で、幅が4mで延長14mの道を伸ばして、コンクリート舗装して、自分の雑種地に屋敷を建築するという事で、隣接の同意もあるので問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願ひ申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査と一緒にまいりました。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇を退職され、今は〇〇〇の町内会長をされております。ここも日当たりも良く別に異議ありません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議はございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願ひ申し上げます。

小倉 係長 5ページをお願ひします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地

の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は704㎡、他1筆、合計面積706、43㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公園706、43㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。山に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,433㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はコンビニ店舗205、26㎡、駐車場他1,227、74㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。25年間の賃貸借設定です。川に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は491㎡、他1筆、合計面積1,015㎡です。賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場他1,015㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。25年間の賃貸借設定です。川に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は雑種地、面積は114㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場114㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。始末書の添付がございます。内容は、私は、上記土地を〇〇家の本家である〇〇〇〇より財産の分け分として、昭和56年頃に本件譲受人である〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の家族5人で譲り受け、稲を栽培しておりました。平成18年5月頃、家族5人で今後の土地利用を検討した結果、土砂を搬入し埋め立て駐車場に転用することとしました。転用事業を進めるに当たり他の家族4人から、事業の一部である埋め立て工事に関する一件について、私が一任されておりましたが、和歌山県知事の許可が必要だと知らず、事務手続きを怠ってしまいました。この事については誠に申し訳なく思っております。今後、このような事がないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なる御配慮をお願いします。でございます。この土地は、都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。以上ご審議をお願いします。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は713㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は車両置場713㎡、着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は一時転用のため除外の必要はございません。隣接同意、水利同意共にございます。平成29年11月30日までの2年10か月間の一時転用です。2年10か月間の賃貸借設定です。川と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積

は623㎡、他1筆、合計面積945㎡です。賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設945㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。20年間の賃貸借設定です。川と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は916㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設916㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。20年間の賃貸借設定です。川と道路に囲まれた農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は登記簿493㎡の内120㎡、他1筆、合計面積は登記簿1,149㎡の内776㎡です。賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設776㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、平成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。20年間の賃貸借設定です。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は433㎡、他1筆、合計面積747㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電設備設置747㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、成22年10月19日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は423㎡、他1筆、合計面積481㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公園481㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、成26年10月24日に農用地区域から除外しています。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は156㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅58㎡の内10㎡が当該地に建てられます、駐車場・庭146㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。20年間の使用貸借設定です。始末書の添付がございます。内容は、今般、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可を申請するにあたり、申請地については、すでに建物建築工事による基礎工事に着手している状態にあります。これは、早く居宅を建築したいとの思いが先走り、建物の一部が農地にかかることを工務店にきちんと伝えていなかった私に責任があります。今後は、このような事のないよう農地法の遵守に努めますので本件につきましては、ご受理くださるようお願いいたします。ござい

ます。過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕、面積は73㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は道路73㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。20年間の使用貸借設定です。以上12件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上12件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。大変忙しい時期だったんですけども、天気にも恵まれた一日でした。それでは説明します。1番、〇〇〇の件なんですけども、申請場所は〇〇〇より東へ100mとなっておりますけど、〇〇の山の上です。現況は梅畑、水利同意の不要な地域で隣接同意もあります。隣接の東側、南側、西側が山林で、〇〇の所有です。北側は畑になってます。転用理由は、相続で申請地を所有しましたが、非農家で管理が行き届かなくなっております。〇〇は寺周辺の山林に遊歩道と植樹をして整備する計画をしており、今回、その隣接地である申請地を譲り受けることになりました。88か所巡りの公園にしたいという事です。切土、盛土無しで、苗木9本、梅とか栗とか桜とか、ベンチ2基に遊歩道にするらしいです。排水は自然浸透です。現状のままの利用という事で、周囲に与える影響は無いものと思いません。2番、申請地は〇〇橋の手前100m、今の〇〇〇〇よりちょっと奥側の、大きなカーブの手前の左側です。現況は梅畑、ここは2番と3番が同じ所なんで、同じように説明させていただきます。〇〇〇〇さんの1,433㎡と〇〇〇〇さんの1,015㎡の併せて2,448㎡、県道に面している方が〇〇〇〇さんで奥側が〇〇〇〇さんの方です。水利同意、隣接同意はあります。東側は宅地と畑、西側は畑です、南側は道路と宅地、北側は畑です。貸し人は、両親も高齢から農業の手伝いも出来なくなってきており、主力の梅の価格の下落もあって、経営がますます厳しくなってきました。今回、大手コンビニから借地の話があり、長期の契約でもあり農業経営の助けになると考え転用を申請します。〇〇〇〇側の理由としましては、現在営業中の〇〇〇〇は駐車場も狭く、交通量も多いことからご不便をおかけしており、移転先として県道に面する当地を選定しました。転用内容は、鉄骨平屋建、コンビニ店舗1棟、物置、来客用駐車場で普通車22台、大型車3台、現状の梅畑のまま切土、盛土はなしで整地し、アスファルト舗装、後はフェンスをするという事です。排水については、合併浄化槽で処理して後の水路へ、駐車場の雨水は中央部で集水し排水するという事です。これも、ほぼ現状のままでの転用利用するために、周辺の農地に影響はないと思います。4番の申請場所は、〇〇交差点の北50mとあります。〇〇〇〇の〇〇〇〇の駐車場です。現状はアスファルトの駐車場になっております。水利同意は不要の地域で、隣接同意はあります。

東側は県道〇〇〇線、西側は店舗、これは〇〇〇〇です、南側は市道がありまして、北側は梅畑があります。始末書ありで、これは相続のやり直しという事で、申請地は昭和21年に家督相続しましたが、この度、兄弟の家族5人に財産分として贈与することになりました。排水等については、雨水はの市道側の側溝へという事で、北側に梅畑がありますが、影響は無いと思います。5番です。これは4条申請でしました太陽光パネルの〇〇〇〇さんの土地の西側半分の場所です。〇〇橋の西80mで、現況は休耕畑、隣接は、東側は畑、先ほどの太陽光パネルの所です、西側に田、南側は市道で、北側は梅畑です。水利組合の同意はあります。借り人は〇〇〇〇を営んでいるが、県道の改修工事に伴い現在借りている車置場が用地買収に掛るため、申請地を一時、車置場として借りる必要があります。という事です。転用内容は、現状で車両置場としてそのまま利用します。排水等は、雨水は自然浸透及び市道側溝へ、市道との間に広く深い溝がありました。これも現状のままの使用という事で、周辺農地への影響はないと思います。6番、申請場所は、〇〇〇〇の南隣りです、現況は畑で何も耕作されておりました。水利同意、隣接同意もあります。東側には県道〇〇〇線、西側は河川、南側は宅地で本人の所有地、北側は畑があります。転用理由は、貸し人は高齢で、農作業も難しくなっており、今回、隣接の〇〇〇〇が太陽光発電事業をするにあたりこれに協力し申請地を貸すことになりました。太陽光パネル180枚、28、8kw、盛土、切土なし現状で設置、排水等は自然浸透及び既設のU字溝へ流す。これも現状のままの利用で、周辺農地への影響はないと思います。次7番、申請場所は〇〇〇〇の北50mで、現況は休耕地でレモンの畑であったようです、南側には本人所有の宅地があるんですけども、それも同じ高さぐらいに埋立てております。隣接同意もあり、水利同意もあります。東側は宅地で、西側は畑、北側は用水路を挟んだ田になってました。貸し人は、建設業で農地の管理が出来なくなり申請地は放棄地の状態となっており、今回、〇〇〇〇の太陽光発電事業計画に協力する事になりました。転用内容は、太陽光パネル312枚、49、92kw発電、切土、盛土なし、現状で設置、排水等は雨水は自然浸透で、北側にも水路がありました。現状のままの利用で、周辺農地への影響はないと思います。8番、申請場所は、〇〇〇〇の川向こうです。現況は柿畑です。水利同意、隣接同意もあります。隣接の状況は、東側は旧の川の堤防がありまして、西側は市道で、南側は畑、北側にも畑です。転用の理由は、高齢で農作業も厳しく耕作も難しくなってきました、〇〇〇〇は、今年9月地元有志で設立、自然エネルギーの普及と持続可能な地域づくりを目的にしており、今回、太陽光発電事業計画のため、申請地を貸す事に協力しました。内容は、太陽光パネル312枚、49、92kw発電、切土、盛土なしで、これも現状のままの利用で、周辺の農地への影響はないと思います。排水等は自然浸透と西側の既設水路へ流します。9番、申請場所は〇〇〇〇の〇〇〇より北へ20m、現況は休耕田です。南向きの段々の田で、水利同意、隣接同意はあります。隣接の状況は、東側が宅地、西側は山林、南側は宅地、市営住宅で、北側

は田がありました。転用理由は、申請地は3年前に購入しましたが、収益が上がらず休耕田になっておりました、譲渡人は太陽光発電の会社に勤務しており、この土地を譲り受け太陽光発電事業を実施致したく転用を申請しました。内容は、太陽光パネル240枚、61、2kw発電、切土、盛土なし、現状のまま設置、排水等は、雨水は自然浸透、南側の宅地との間に用水路がありました。現状のままの利用で、周辺農地への影響はないと思います。10番、これの申請場は〇〇〇より上へ100mという事で、〇〇〇の墓地移転の向側です。カーブの外側です。現況は休耕地で2段の畑があり、高野薪が植えられておりました。水利組合がなく隣接同意はありません。隣接の状況は、東側は県道〇〇〇線、西側は畑、南側のも畑、北側は原野と川があります。転用理由は、譲り渡し人は高齢で管理が出来なく周辺も放棄地状態にあります。今回、県道の向側の所有地に〇〇〇〇の墓地が移転することになり、これに合わせて申請地も桜を植えて公園として墓地周辺の環境を整備致したく申請します。転用内容は、現状で桜を5本植樹、切土、盛土なし。排水は自然浸透。これも、周辺農地への影響はないと思います。11番、これは、11番と12番は同じ場所なんです。申請場所は、〇〇中学校の上100m、〇〇〇の上へ上がっていったら途中から左手に急な坂道があつて、そこの上った所にあります。宅地156㎡と進入路73㎡です。貸し人と借り人は親子関係にありまして、娘の婿に貸すという事らしんです。転用理由は、申請地と隣接の宅地は妻の母親の所有地で、今回この2筆の土地を借りて住宅を建築することになりました。この申請地には住宅の一部がかり、他は駐車場と庭に致したく転用を申請します。新築が今の宅地の中でおさまらず、畑の中に入るためです。その手前の73㎡は進入路です。木造2階建住宅1棟、駐車場、庭で切土盛土なし、排水は合併浄化槽、雨水は北側、東側U字溝を設置、集水枡で一つになって、あとは塩ビのパイプ200mmで流すらしいです。これも、周辺農地への影響はないと思います。以上です。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、2番、3番は〇〇〇なので一度でいかしてもらいます。1番の土地については、現調の〇〇〇〇さんが詳しく話してくれたのですが、ちょっと補足させてもらいます。〇〇〇〇の裏山の四国88寺のお遍路のミニチュアは、江戸時代の後期に信者の皆さんから寄進されたという事で、一時は未整備になっていたんですけども、新しい〇〇〇〇が15年ほど前に赴任されてから、少しずつ整備してきております。そんな中で、お遍路の中間あたりにあるこの土地なんですけども、田辺湾がきれいに見えまして、街中も見えますし、大変良い風光明媚な所なんです。そんな所で、以前から〇〇〇〇さんに譲ってほしいとお話をされていたんですけども、ようやく譲っていただけるという事で喜んでおられます。同意もありますのでよろしいかと思ひます。2番、3番ですけれども、3番の〇〇〇〇さんは高齢で、隣の〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの土地も併せて梅畑にしておったんですけども、〇〇〇〇からの話があつて〇〇〇〇

さんが積極的に貸したいという事で、〇〇〇〇さんも同意をしたというよ
うな形になっております。同意もあって異議ありません。

議 長 はい、4番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の事務局、現調の〇〇〇〇さんの説明により、間違
いございませんので異議ございません。

議 長 はい、5番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程、〇〇〇〇さんが経緯を説明してくれたので異議あ
りません。

議 長 はい、6番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の方の報告どおりで異議ございません。7番、
8番も同じで異議ございません。

議 長 はい、9番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番、10番について、現地調査委員さんの申されたと
おり異議ございません。

議 長 はい、11番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番、12番の案件は〇〇〇〇委員さんの担当でござ
いますが、連絡がありまして異議なしとの事です。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請12件共異議なしとの事でございます。
そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 ちょっとすみません。

議 長 はい、〇〇番〇〇委員。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番の〇〇〇〇さんの件ですけど、この土地は、高速の
工事用道路の所で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは形状変更で埋めたとい
う事が昔あったんですが、形状変更の後で何か作っておられましたか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。全然、更地のままです。土を入れたまま何も作っていま
せん。

議 長 他にございませんか。
委員 全員 異議なし。

議 長 はい、異議なしという事なので、そのようにさせていただきます。続きま
して議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 10ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土
地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,5
02㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して梅畑に
したい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意は不要、水
利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記
簿、現況共に田、面積は448㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理
由は、盛土して野菜畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より6か
月以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在は〇〇〇
字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は44㎡、他1筆、合計面積
は226㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑に
したい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意

共にございます。以上、農地の形状変更願3件、ご審議の程よろしくお願
い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を
賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇の件です。これは、〇〇〇〇東隣にありまして、
現況は7、8段の梅畑でした。面積的にはそうでもないんですけども、ち
よっと急な梅畑でした。東側は本人の畑、西側に山林、これは〇〇〇〇に
引っ付いておりまして、南側に宅地、北側も山林がありまして、段々畑で
すが、下の方の3段くらいを埋めて、なだらかにしたいという事です。盛
土は、50cmから250cm、雨水は畑の下にU字溝を作って側溝へ流
すという事で、隣接同意も水利同意もあるので問題ないと思います。2番
の〇〇〇の〇〇〇〇さんの件です。これは〇〇橋の西100mの所にあり、
現況は田で、東側に県道〇〇〇線、西側にミカン畑と田、南側に梅畑、北
側に田、そこへ1m30cmくらい盛土をして野菜を作りたいという事で、
境界3方は50cm引きで、1方梅畑だけが本人と同意がありまして、対
対まで埋めて間に境界を入れるように話をしているようです。隣接同意、
水利同意もあるので問題はないと思います。3番目の〇〇〇の〇〇〇〇さ
んの件です。〇〇中学校の東50mの現況は梅畑で、まだ若いしっかりし
た梅の木がなつたのになぜかなと思つたら、後で追加で5条申請で出て
くるんですけども、その転用の影響でそこが落ち込むという事で埋めると
いう事で、ここも埋めるという事で、東側が梅畑、西側は本人の梅畑、南
側は市道、北側は5条申請出ている方の梅畑です。ここも1mくらい盛土
して、排水は北側と東側に5条申請で宅地を造成する関係でU字溝が出来
るので、そこへ流すという事で、隣接同意、水利同意もあるので問題ない
と思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1
番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の委員さんの説明どおり、〇〇〇〇さんは〇〇
〇〇さんですが、高齢であり傾斜もきつい傾斜地でありますんで、また埋
めて梅畑にしたいという事で異議ございません。

議 長 2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程、説明していただいたとおりであります、異議ござ
いませぬ。

議 長 3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願3件とも異議なしとの事でございます。
そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農
地等売渡あつせん申出について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 11ページをお願いします。議案第5号農地等売渡あつせん申出です。1
番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は

3, 016㎡、他1筆、合計面積4, 330㎡です。作物は梅、希望価格は10アール当たり30万円から60万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2, 328㎡、作物はミカン、10アール当たりの収穫量は2、5トン、希望価格は180万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは地元委員さんの状況説明をお願ひ申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の字〇〇〇の場所は、〇〇〇の農免道路の左手に池があるんですけども、これは斜面で、下の部分は池から入った道、それから上部の方は、地元で通称〇〇〇〇と呼んでいる山にある農道に向いている所で、傾斜がかなりきつい所であります。それから字〇〇〇の方は、現状では今年まで貸し農園で、手入れはそこそこ行き届いている梅なんですけども、12、3年生の梅が植栽されており、ここもかなり傾斜地であります。所有者の方は、もう農家をよろしくないという事で売りに出されております。

議 長 はい、それでは2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この申し出の〇〇〇〇さんは高齢という訳ではないんですけども、経営耕作地を整理したいという事で、今回のあっせんの申出がありました。場所は、3年前の大水害に遭いました〇〇〇の〇〇谷という所にあります。この畑につきましては農道、谷川から20m程の高地にあります。直接の被害は無かった所でございます。現状は日南早生が植っております。緩やかな段々畑で、逆に2、5トン、この畑で5トンから6トンとれるんだという事です。南東方向に向いた緩やかな土地でございます。スプリンクラーも農道もあり、非常に良い畑だと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号につきまして、あっせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1番の〇〇〇の物件ですけども、地元の〇〇〇〇委員さん、隣接の〇〇〇〇委員さん、それと〇〇〇の〇〇〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。それから2番の〇〇〇の物件ですけども、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接の〇〇〇〇委員さん、よろしくお願ひ申し上げます。続きまして報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願ひ申し上げます。

小倉 係長 12ページをお願ひいたします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 254㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成26年10月15日、価格は30万円です。あっせん委員さ

んは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。
2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は556㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成26年10月22日、価格は50万円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。農地等売渡あっせん成立以上2件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。あっせん委員さん大変ご苦労さんでございました。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今、事務局の報告にありましたように、10月15日に双方のお宅を訪ねて成立に至りました。非常に困難を要するではなかろうかというような土地であったんですけども、〇〇〇〇さんの息子さん二人が後を継いでくれて農業をしてくれるという事で、この方は粟でも作って余暇を過ごそうかというふうな具合で買ってくれました。

議 長 はい、有難うございました。1番につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 なければ、2番につきまして、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんはこの土地の隣の土地をもっておられる方で、この土地の事を一番良く知っている方です。それで、双方とも良かったんじゃないかと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。2番につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 13ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,4024㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成26年10月16日です。以上農地法第18条第6項の規定による通知1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、追加議案がございしますが上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは議案第1号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 議案②の1ページをお願いします。議案第1号農地法第5条申請です。1

番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は174㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟387、54㎡、道路・法面3,029、46㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か年以内、平成26年6月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,243㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟387、54㎡、道路・法面3,029、46㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か年以内、平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番は取り下げになりました。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上2件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番の〇〇〇〇さんの物件です。ここは〇〇中学校の南側100mの所で、1番と2番は隣接地で、主に〇〇〇〇さんの畑が広くて、この方の畑へ行くのに、道路が北側には細い道があるんですが、南側の市道から入るのに〇〇〇〇さんの畑を通して入ったら一番良いという事で、〇〇〇〇さんは面積的に少ないですが、お願いして一緒に造成するようになったようです。〇〇〇〇さんの土地は、東側に〇〇〇〇さんの梅畑、西側に宅地と〇〇〇〇さんの梅畑、南側に市道、北側に〇〇〇〇さんの梅畑があります。そして、2番目の〇〇〇〇さんの畑です。ここと一緒に造成するという事で、一緒に説明をさせていただきます。この畑は3反2畝ほどありまして、ここは東側に宅地3軒、西側に3軒くらいの梅畑、南側に〇〇〇〇さんの梅畑、北側も宅地でありました。ここへ分譲住宅を作りたいという事で、最大で1m70cmくらい盛土して、整地して、なだらかな所で北側向いて下がっていくように、そこには、以前からちょっと大きな水路があるんですが、そこへ側溝を付けて、畑の真ん中を、南側から北側に徐々に道路をとおして、そこへ側溝を付けて水を流すという事で、ちょっと入口で鋭角に曲がって出て行くようになります。排水は、U字溝から側溝へ流すという事で、隣接同意、水利同意もあるので問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番2番は同じ造成の所ですので一緒に説明させていただきます。1番の土地は170㎡くらいしかないんですけども、この土地につきましては、取りやめにしました3番目の土地と交換という事になります。〇〇〇〇が造成する、分譲住宅にする所の市道からの進入路にするようであります。近くに分譲された宅地もありまして、木もかなりの老

- 木で、隣接の同意もあり問題はないかと思います。ただ、3,000㎡を超えるという事で、今後造成していく中でいろいろあるとは思いますが、以上です。
- 議 長 はい、議案第1号農地法第5条申請2件共異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
- 〇〇番 委員 ちょっとすみません。
- 議 長 はい、〇〇番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この土地は、3反4畝ほどあるんですが、住宅が387㎡であとが法面、道路になっていますが、法面でこんなに広くいるような傾斜地の所なんですか。
- 小倉 係長 387㎡は建床面積が65㎡の住宅6棟という事で、1区画には庭、駐車場も入ってきますが、まとめて道路、法面等と標記しています。区画的には、約350㎡から500㎡の区画になります。
- 〇〇番 委員 後で、2次、3次と追加してすると思ったので聞かしてもろたんです、はいわかりました。
- 議 長 はい、よろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、追加議案の③、報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 係長 議案③の1ページをお願いします。報告第1号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は174㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成26年10月24日です。土地の返還については農地法第5条申請の許可日でございます。理由は、分譲住宅の敷地の一部として売却する為でございます。以上農地使用貸借契約の合意解約通知1件報告申し上げます。
- 議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。10月の県の農業会議に提出をいたしました5条1件につきまして無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして地籍調査の結果について事務局から説明申し上げます。
- 小倉 係長 龍神村宮代の一部、甲斐ノ川の一部、安井の一部の地籍調査結果、について報告する。
- 議 長 はい、只今の説明につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から何かございませんか。
(なしの声あり。)

議 愛須 議	長 局長 長	<p>無ければ、事務局から何点か報告があるようですのでお願いします。</p> <p>忘年会について説明する。</p> <p>大変忙しい時期ではございますけれども、新しい委員さんが決まって始めての忘年会ですので、出来るだけゆっくり忘年会でお酒を酌み交わしたいと思ってございますので、是非、遠い所でございますけれども参加をよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
愛須 議	局長 長	<p>農業者年金の説明と農協と協力しての加入推進のお願いをする。</p> <p>この間、農協の本部役員の方とお会いして、一緒になって推進してくださいとお願ひしましたがけれども、農協も共済を主に推進しておりますので、なかなかダブって推進するのは難しいという事もあるようですけれども、我々農業委員の一つの仕事でございますので、農業委員さんも必ず足を運んでの勧誘をお願ひしたいと、手紙や葉書ではなかなか加入してくれないと思ひますので、委員さんにはご苦勞を掛けるんですけども、何とか足を運んでいただきたい、農協と協力しながら足を運んでいただきたいと思ひます。アンケートをとると加入した中の半数以上が知らなかったという事で、推進して初めて知ったというのがアンケートで出ていますので、皆さん何となく農業者年金というのは知っていると思うんですけども、政策支援の事や万が一の時の事を、もう少し詳しく説明をいただいて、一人でも多くの方に農業者年金を知ってもらいたいと思ひしておりますので、またその節にはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議	長	<p>皆さん方から、何かご意見、ご質問ございませんか。無いようでございますので、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。</p>

午後 3 時 5 1 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 2 番委員

1 3 番委員

議 長